

地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務要領

海老名市（以下「市」という。）と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号）に基づき実施される「地域建設業経営強化融資制度」（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の請負契約第5条第1項ただし書に基づく譲渡承諾手続に関し必要な事項を定めるものです。

1. 対象工事

保証事業に係る債権の譲渡を承諾する対象の工事は、市が発注するすべての建設工事とします。

ただし、次に定める工事は対象外とする。

- (1) 履行保証を付したもののうち、市が役務保証を必要とする建設工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事は除く）
- (3) 継続費を設定した工事（ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事は除く）
- (4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みの工事は除く）
- (5) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

2. 譲渡債権の範囲

- (1) 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合において、請負契約第3条第1項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。
- (2) 請負契約が解除された場合においては、譲渡される債権は、前記にかかわらず、請負契約第5条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払をした前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とします。
- (3) 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとします。

3. 債権譲渡人及び債権譲受人の範囲

債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする請負者（以下「債権譲渡人」という。）とし、債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は融資制度による資金の貸付事業を行うために財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者とします。

4. 債権譲渡の承諾申請

- (1) 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出してください。

(ア)	債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）	3部
(イ)	締結済の債権譲渡契約証書（停止条件付債権譲渡契約であること。様式は「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。以下「会計課長通達」という。）に準じて作成したものの写し	1部
(ウ)	工事履行報告書	1部
(エ)	発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書	各1部
(オ)	当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの	1部
(カ)	振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し （債権保証承諾先が株式会社建設経営サービスの場合は不要）	1部

- (2) 提出書類は持参するものとします。
- (3) 書類の提出期限は、当該請負工事の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降当該請負契約の履行期間末日までとします。

5. 債権譲渡の承諾基準

債権譲渡は、次に掲げる事項のすべてが確認された場合に承諾するものとします。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
 - (ア) 債権譲渡依頼書に、定められた必要事項のすべてが記載されていること。
 - (イ) 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書と一致していること。
 - (ウ) 債権譲受人の所在地、名称、代表者指名及び実印が、印鑑証明書と一致していること。
 - (エ) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名と一致していること。
 - (オ) 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがないこと。
 - (カ) 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
 - (キ) 譲受人は譲渡人に当該工事代金の請求委任をしていること。
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
 - (ア) 会計課長通達に基づく様式を使用していること。
 - (イ) 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者氏名並びに実印が債権譲渡承諾依頼書に記載のものと一致していること。
 - (ウ) 債権譲受人が当該工事代金債権者であること。
- (3) 出来高の確認は、月別の工事進行状況を記載した簡易な工事履行報告書の受領をもって代えるものとします。
- (4) 発行日から3月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。
- (5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、次に掲げる必要な承諾を受けている旨を証するもの（以下「承諾書」という。）が提出されていること。
 - (ア) 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。
 - (イ) 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等の記載内容が、アの相手方及び承諾書の記載内容と一致していること。
- (6) 振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。（債権保証承諾先が株式会社建設経営サービスの場合は不要）
- (7) 当該請負契約が解除されていないこと又は請負契約第49条及び第50条各号に該当するおそれがないこと。

6. 債権譲渡の承諾

- (1) 債権譲渡の承諾は、適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、内容を確認したうえで、債権譲渡承諾書（第1号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人に交付します。
- (2) 債権譲渡承諾書の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受理した日から2週間以内に行うものとします。

7. 債権譲渡の不承諾

- (1) 債権譲渡の承諾申請に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は債権譲渡の承諾基準に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとします。
- (2) 債権譲渡の不承諾は、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第2号様式）を交付するものとします。

8. 出来高確認

- (1) 融資制度における融資の審査手続き等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとします。なお、この出来高確認は、海老名市が行う出来形部分の検査を拘束しません。

- (2) 出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（第3号様式）を提出するものとします。
- (3) 工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認します。

9. 融資実行報告

債権譲渡の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、連署にて融資実行報告書を速やかに提出するものとします。

10. 請負代金の請求

- (1) 債権譲渡人は債権譲受人から委任をうけて、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り渡した債権の範囲内で、支払を請求するものとします。
- (2) 債権譲渡人は債権譲渡した請負契約について確定した請負代金の支払を請求するときは、市が交付した債権譲渡承諾書の写しを添付した工事請負代金請求書を提出するものとします。

11. 様式類の整備

融資制度を実施するに当たって必要な事業協同組合等（事業共同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）における取扱い及び契約書その他の様式類等での要領に定めのないものは、融資制度の監督官庁及び振興基金が定め、又は事業協同組合等が当該事業協同組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁若しくは振興基金等と協議し、必要な手続きを経て定めることとなります。

12. 不正時の対応

- (1) 融資制度の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁、振興基金又は捜査機関等が、請負者及び事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、債権譲渡承諾申請にかかわらず、市は、当該不正を行った請負者又は事業協同組合等を債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとします。
- (2) 請負者及び事業協同組合等が市に提出した書面が明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報するものとします。

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

(甲) 請負者・譲渡人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	実印
(乙) 譲受人	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	実印

譲渡人(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「国土交通省通達」という。)に基づき実施される「地域建設業経営強化融資制度」(以下「融資制度」という。)を利用するために甲乙間で締結した平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲が貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により甲から乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する「契約不適合責任」は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額及び本件工事請負契約以外により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第52条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額及び本件工事請負契約以外により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事名 | |
| (2) 契約締結日 | 令和 年 月 日 |
| (3) 工事場所 | |
| (4) 工期 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで |
| (5) 請負代金額 | 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。) |
| (6) 支払済前払金額 | 金 円 |
| (7) 支払済中間前払金額 | 金 円 |
| (8) 支払済部分払額 | 金 円 |
| (9) 債権譲渡額 | [令和 年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。) |
- (9) = (5) - (6) - (7) - (8)

2 甲及び乙は、本承諾により上記債権を担保とする金銭消費貸借契約を締結した場合は、速やかに連署にて融資実行報告書(様式4)を貴市に提出します。

甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを貴市に提出します。

- 3 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙又は保証事業会社が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 5 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲が責任を持って行い、貴市には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 6 乙においては、国土交通省通達等の融資制度に関係する諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するものとします。
- 7 融資制度手続きに関し必要な出来高確認は乙が行います。なお、乙は、本件工事請負契約に基づき貴市が行う出来形検査結果については、一切異議を申し立てません。
- 8 債権譲渡承諾後の本件工事の請求代金の請求は、甲が乙から委任を受けて行います。なお、振込口座は後記の「譲渡人及び譲受人が指定した銀行預金口座」にお振込みください。
- 9 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行います。
- 10 本件工事請負契約に変更その他の事由が生じた場合は、甲が、乙及び保証事業会社に対してその旨を通知します。
- 11 上記のほか、甲及び乙は、融資制度に関係する国土交通省通達等及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準並びに本件工事請負契約書等を遵守します。

[譲渡人及び譲受人が指定した銀行預金口座の表示]

債権譲渡承諾書

第 号
令和 年 月 日

(甲) 譲渡人 様
(乙) 譲受人 様

海老名市長

印

上記の公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項に異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

ただし、承諾の依頼に際し甲又は乙に虚偽があった場合は承諾の取り消しを行います。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に規定する「契約不適合責任」その他の工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

債権譲渡不承諾通知書

第 号
令和 年 月 日

(甲) 譲渡人 様
(乙) 譲受人 様

海老名市長

印

令和 年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼書に記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、次の理由により承諾できません。

- 1 (1) 工事名
(2) 契約締結日

- 2 承諾しない理由

工事出来高確認協力依頼書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

所 在 地
名 称
代表者職氏名

実印

次の工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立入りについて御協力いただきますようお願いいたします。

1 工 事 名

2 施工業者名

3 現場立入り希望日時

令和 年 月 日 時 分から 時 分まで

4 連 絡 先

融資実行報告書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

(甲) 請負者・譲渡人	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印
(乙) 譲受人	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

甲が海老名市に対して有する下記債権の譲渡につき令和 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和 年 月 日に締結しましたので、甲乙連署のうえ報告します。

よって、下記工事代金につきましては、今後は（譲受人）の下記振込口座にお振込ください。

なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工事名 | |
| 2 | 工事場所 | |
| 3 | 工期 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで |
| 4 | 請負代金額 | 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。) |
| 5 | 支払済前払金額 | 金 円 |
| 6 | 支払済中間前払金額 | 金 円 |
| 7 | 支払済部分払額 | 金 円 |
| 8 | 債権譲渡額 | 金 円
[令和 年 月 日現在見込額]
(ただし、契約変更により増減が生じた場合は、その金額による。) |

[振込口座]

工事履行報告書

工 事 名	○○○○工事		
工 期	令和 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程% ()は工程変更後	実施工程%	備考
令和 年 月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。